

特別養護老人ホーム 中の郷

指定介護老人福祉施設運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 特別養護老人ホーム中の郷（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設の事業は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(運営の方針)

第2条 本事業所において提供する指定介護福祉施設サービス（以下「サービス」という。）は、介護保険法並びに相模原市条例等の趣旨及び内容に沿ったものとします。

2. 施設は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行います。
3. 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供するように努めます。
4. 明るく家族的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
5. サービス提供は、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法などについて、理解しやすいように説明します。
6. サービスの提供にあたり、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。
7. 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
8. 定期的に、提供したサービスの質の管理、評価を行い、常に改善を図ります。
9. 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めます。

(事業所の名称と所在地)

第3条 この事業所の名称と所在地は次のとおりです。

- (1) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 中の郷
- (2) 所在地 相模原市緑区大島1556番

第2章 職員（従業者）の職種、員数及び職務内容

（職員の職種、員数及び職務内容と職員の配置）

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次表のとおりです。

職 務	員 数	常勤・非常勤 の別	職 務 内 容
管理者	1名	常勤兼務	事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
生活相談員	1名	常勤兼務	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携を行います。
看護職員	4名	常勤兼務	利用者の健康状態を的確に把握するとともに、医師の診療補助、看護並びに職員の保健衛生管理を行います。
	1名	非常勤兼務	
介護職員 （従来型）	27名	常勤兼務	利用者の心身の状況等を的確に把握するとともに、日常生活の介護を行います。
	6名	非常勤兼務	
機能訓練指導員	1名	常勤専従	利用者が、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
栄養士	1名	常勤兼務	利用者の栄養、身体の状態及び嗜好を考慮した食事の献立を作成し、調理員の指導、給食記録を行います。
	1名	非常勤兼務	
医師	2名	非常勤医師	利用者の健康を適切に保つため、必要な医療を実施し、看護師を指示します。
介護支援専門員	1名	常勤専従	介護サービス計画を作成し、その実施について指導監督します。
事務員	1名	常勤兼務	総務、経理、総務事務に従事します。
その他	1名	常勤職員	送迎業務に従事します。

（管理者の設置）

第5条 この事業所に勤務する管理者は、社会福祉法人久寿会の運営するその他の介護保険指定事業を統括する施設長が兼務します。

第3章 入所定員

（入所定員）

第6条 本施設の入所定員は58名とします。

（定員の遵守）

第7条 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させることはしません。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

第4章 入所者に対するサービスの内容及びその他の費用の額

(具体的なサービス内容)

第8条 提供するサービスの主な内容は、次のとおりです。

<p>(1) 介護サービス</p> <p>ア. 入浴・清拭</p> <p>イ. 排泄介助</p> <p>ウ. その他</p>	<p>介護サービスは、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と生活の充実に資するよう適切な技術をもって行います。</p> <p>1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、または清拭します。</p> <p>利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について援助を行います。</p> <p>おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつ介助を適切に行います。</p> <p>前記各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行います。</p>
<p>(2) 食事サービス</p>	<p>利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮したものとするとともに適切な時間に適温で行います。</p> <p>利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行います。</p>
<p>(3) 健康管理サービス</p>	<p>医師および看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとります。</p>
<p>(4) 相談および援助</p>	<p>常に利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者またはその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。</p>
<p>(5) 機能訓練</p>	<p>入所者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行います。</p>
<p>(6) その他のサービスの提供</p>	<p>教養娯楽設備を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行います。</p>

2. 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行います。

(施設サービス計画の作成)

第9条 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下、「計画担当介護支援専門員」という。）は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する施設サービスの提供に当る他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成します。

2. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、サービスの提供に当る他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービスの計画の変更を行います。

(利用料)

第10条 この事業所が提供する指定介護老人福祉施設サービスの利用料は、介護報酬の告示上等の額とします。

2. 施設は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けます。

(1) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴う必要となる費用	実費 (別紙料金表記載事項)
(2) 理美容代	実費 (別紙料金表記載事項)
(3) 前各号に掲げるものの他、入居者に提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要とされる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用	実費 (別紙料金表記載事項)

3. 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得ます。

4. 利用料の支払は、現金又は銀行口座振込、あるいはあらかじめ指定を受けた金融機関の口座からの引き落としにより、指定期日までに受けとります。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第11条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付します。

第5章 施設利用に当たりの留意事項

(サービス提供開始の手続き)

第12条 施設は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、施設の規定する運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について入居申込者の同意を得ます。

(受給資格等の確認)

第13条 施設は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認します。

2. 施設は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めます。

(入退所)

第14条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、サービスを提供します。

2. 施設は、正当な理由なく、サービスの提供を拒みません。

3. 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合、その他入所申込者に対して自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。

4. 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めます。

5. 施設は入所者について、その心身の状況、その置かれている環境に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうか検討します。

6. 前項の検討に当っては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の

間で協議します。

7. 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行います。

8. 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(要介護認定の申請に係る援助)

第15条 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行なわれているかどうかを確認し、申請が行なわれていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行なわれるよう必要な援助を行います。

2. 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行なわれるよう必要な援助を行います。

(入退所の記録の記載)

第16条 施設は、入所に際しては入居の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載します。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第17条 施設は、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

(衛生管理等)

第18条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

2. 施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めます。

(協力病院等)

第19条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めます。

第7章 緊急時等における対応方法

(事故発生時の対応)

第20条 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2. 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。事故内容の原因、対応等を記録し保管します。

第8章 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第21条 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておきます。

- 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、介護給付費の受領日から5年間保存します。

(苦情処理)

第22条 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じます。また内容を記録し、保管並びに第三者委員に公表します。

- 施設は、その提供したサービスに関し、第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

- 施設は、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導員又は助言に従って必要な改善を行います。

(秘密保持)

第23条 この施設およびその職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は、家族の秘密を漏らしません。退職した職員も、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は、家族の秘密を漏らさない等、必要な措置を講じます。

(職員研修)

第24条 施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保します。

(入所者に関する市町村への通知)

第25条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第26条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるよう努めます。

(地域との連携等)

第28条 施設は、その運営に当っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。

(掲示)

第29条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用

料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示します。

(身体的拘束等を行う際の手続)

第30条 入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、1.切迫性 : 本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いとき 2.非代替性: 身体拘束以外に代替する介護方法がないこと 3.一時性 : 身体拘束は一時的なものであることの原則がすべて関わり、かつその様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(暴力団排除)

第31条 本事業所運営上、次に掲げるものから支配的な影響を受けません。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員等
- (3) 暴力団経営支配法人等
- (4) 暴力団員等と密接な関係を有すると認められたもの

(虐待防止対策)

第32条 サービス提供中に虐待等が発生した場合は速やかに関係機関に連絡をいたします。

虐待の防止のための措置として、予防策等を定期的に会議で検討するとともにその結果について従業者に周知徹底を図ること、及び虐待の防止のための指針を活用します。

従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施いたします。

附 則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

この規程は、平成12年12月1日から施行する。

この規程は、平成13年 1月1日から施行する。

この規程は、平成13年 4月1日から施行する。

この規程は、平成14年 4月1日から施行する。

この規程は、平成14年 9月1日から施行する。

この規程は、平成15年 3月1日から施行する。

この規程は、平成18年 1月1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 4年10月1日から施行する。

この規程は、令和 5年 6月1日から施行する。